

新・整備管理規程のご案内について

この度、新潟運輸支局より新整備管理規程のご提供を受けましたので、一例としてご案内いたします。

新規程をご参照のうえ自社規程の見直しを頂き、新規程による適切なる対応をお願いいたします。

なお、今回の新規程をそのまま利用する事も可能であります事を申し添えます。

規程・関係書類の閲覧については、[下記URLよりお進み下さい。](#)

※ <https://www.nta.or.jp/download/#chouhyo05>

※ 新規程で新たに追加となった項目

(整備管理者の権限及び職務)

第7条において、整備管理者の職務を記載しておりましたが、整備管理者の権限・職務が明確化された事に合わせて、「タイヤの脱着作業」の実施の指示、また「日常点検表」、「タイヤ脱着作業管理表」及び「タイヤ脱着・増し締め作業管理一覧表」の記録簿の管理をする事が追加されました。

(定期点検整備)

第14条 通常の道路運送車両法第48条に定められている「定期点検整備」の別に車両の構造・装置や使用状態等により、適宜整備を実施する事が追加されました。

(大型車の車輪脱落事故防止措置)

第18条 大型車**(車両総重量8トン以上)のタイヤ交換時を自社で実施する**際の取り扱い

日程及び時間に余裕を持った計画的な作業を実施する事が記載されておりましたが、整備管理者の職務として、タイヤ脱着に関する「作業要領」を定め運転者・整備要員に対して、点検・清掃方法等の指導、記録簿の記録、そして報告を行なわせる事が追加されました。

また、タイヤ脱着の外注依頼、整備管理者が自ら実施する場合についてもその後の管理等を行う事が追加されました。

※ その他、今回の改正に併せて、語句・文章について加除訂正を行いましたので、ご確認お願い致します。(赤字強調文字で表記してあります。)